

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成28年6月6日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第6号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年5月22日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成28年5月22日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 113,832円
- 2 損害賠償の相手方 南丹市在住 61歳男性
- 3 事故の概要

平成28年4月11日午後2時40分頃、亀岡市千代川町千原1丁目地内の市道川関小林線・府道宮前千歳線交差点において、市車両が市道南方面から交差点へ右折により進入したところ、渋滞のため既に交差点付近の府道上に停車中であった相手方所有の車両に後部から追突し、相手方所有の車両が損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 1 1 3 , 8 3 2 円
- 2 損害賠償の相手方 南丹市在住 6 1 歳男性

3 事故の概要

平成28年4月11日午後2時40分頃、亀岡市千代川町千原1丁目地内の市道川関小林線・府道宮前千歳線交差点において、市車両が市道南方面から交差点へ右折により進入したところ、渋滞のため既に交差点付近の府道上に停車中であった相手方所有の車両に後部から追突し、相手方所有の車両が損傷した。